

国会法の一部を改正する法律（案）

国会法（昭和二十二年法律第七十九号）の一部を次のように改正する。

第四十九条中「議事を開き」を削る。

附 則

この法律は、公布の日後最初に召集される国会の召集の日から施行する。

理由

少数の委員による委員会の開会を可能とするため、委員会の議事の定足数を廃止する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。